

発行所（郵便番号100）  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 堀内六郎  
印刷所 関東図書株式会社  
定価200円（年間購読料参千円）  
1980年4月25日発行  
第12巻 第4号  
（毎月1回25日発行）  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.12 No. 4

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan



## 厚生年金65歳支給と部分年金

On Pension System Reform

常務理事 千葉商科大学教授 松本浩太郎  
Managing Director Prof. Kōtarō Matsumoto

新年早々「厚生年金の支給開始年令を60歳から65歳に引上げ」をめぐって、新聞に、テレビにとマスコミは大へん賑わいであった。残念乍ら厚生省の65歳引上げは、実は流産したがその論旨は確かに正論である。成る程ストレートにはパスせず、一浪の身とはなったが、来るべき再計算期たる昭和60年には、必らずや成立することを期待して止まない。

さて、前世紀末葉から今世紀初頭において創設された先進諸国の公的年金は、たとえ当初は積立方式で出発したとはいえ、いまや何れも賦課方式に転じ大へんに苦しんでいる。そもそも年金財政の仕組みは、収支相等の原則に準拠しているが、同原則は断じて「ベース・アップや年金スライド制はまかりならぬ」とのべている。にも不拘、第1次、第2次両大戦と最近の石油ショック等の結果、度重なるベース・アップや年金スライドが、まさしく年金財政を崩壊せしめたのである。

その中であって、21世紀の関門を堂々と積立方式で乗り越えて行き得る年金制度は、世界広しと雖も、わが厚生年金とスウェーデンのATP年金（付加年金）の二つだけであると、年金アクチュアリーは確信しきっている。勿論賦課方式より積立方式が好ましいことは事実である。従って、①財政対策としての65歳支給は当然である。そして②先進諸国の年金支給開始年令はことごとく65歳である限り、わが国の65歳はこれまた当然なのである。

問題は、60歳定年退職後、65歳までの五年間の所得保障をどうするかである。これこそ③スウェーデンの部分年金の導入である。つまり、60歳後パート・タイムの仕事で収入の半減した人々には、65歳迄の五年間定期年金としてその差額を支給することである。保険料率は僅か0.25%でよろしい。（詳しくは当研究所篇「福祉社会スウェーデンの新しい動向」191ページ）

さらに、④積立金の高率運用である。スウェーデンのATP年金基金はこの点殆んど自主的且高率に運用されているが、日本でその真似をしようものなら、金融界はおそらく混乱におちいるであろう。しかし新規国債の利廻りが8%以上の現在、あえて厚生年金の積立金を6.5%で、大蔵省の資金運用部に預け入れなくてもよいであろう。日銀登録国債として10年間、8分以上で27兆円の厚生年金積立金が運用できれば、保険料引上げはある程度緩和されることであろう。それにしても65歳引上げは必らずや実行してほしいものである。

### 目次

- 厚生年金65歳支給と部分年金…松本浩太郎… 1
- 高須裕三理事に勲章授与…………… 2
- スウェーデンの老人福祉政策を訪ねて  
松村 祐子… 2
- Uppsala 通信 (3)……………三瓶 恵子… 4
- （書評）長い散歩<スウェーデンと日本>  
（ヤンソン由美子著）… 5
- A・ミュルダール女史  
アインシュタイン平和賞受賞… 6

## 高須裕三理事にスウェーデン政府 より勲章授与

Prof. Takasu was decorated with the Insignia of  
Officer of the Royal Order of the Polar Star.

スウェーデン社会研究所理事高須裕三日本  
大学教授は、去る4月3日、スウェーデン政  
府より北極星勲章オフィサーを受けられまし  
た。

その授与式は、在日スウェーデン大使館公  
邸で在日大使館関係者およびスウェーデン社  
会研究所西村名譽所長、同平田所長ほか多数  
列席のもとに行われ、同勲章は代理大使カイ

・ファルクマン公使より伝達されました。

高須裕三理事は、当研究所の設立に努力さ  
れ、その後常務理事として約10年間に亘りそ  
の維持発展に貢献されるなど日瑞両国文化交  
流に多大の寄与をされたのでありまして、当  
研究所として今回の叙勲に対し心からの祝意  
を表する次第であります。

## スウェーデンの老人福祉政策を訪ねて

Visiting Impression of Swedish Old Ages Welfare Policy

横浜市南福祉事務所 松村 祐子

Miss Yuko Matsumura

残暑の厳しい9月、日々の仕事に一区切りをつ  
けて、以前より関心のあったスウェーデンの老人  
福祉政策について、直接この目で確かめたいと考  
え、思い切って一人でスウェーデンへ出発した。  
9月のスウェーデンは、丁度日本の12月初めの気  
候を思わせ、まるで夏からそのまま降り立った冬  
のようだった。

ところで、偶然にも老人福祉業務を与えられ、  
仕事上幾多の老人、そして時にはその家族にも接  
するようになって3年半が過ぎた。この間、老人  
の仕事に従事するには若すぎる自分の年令や未熟  
さに戸惑いながら、しかしそれ以上に都市に生活  
する老人達の姿が、これまで私が育ってきた環境  
の中に見た老人達と、著しく異なっていることに  
気づいた。そして、それが日本のある老人達の紛  
れもない実情なのだ、ということも思い知らねば  
ならなかった。なぜなら、私の見てきた老人達は、  
子供や孫に囲まれて生活することが自然であり、  
その中で喜怒哀楽を共にしていた。一方、私の出  
会う老人達は、病気や貧困を理由に家族に負担と  
なる存在としての老人であり、一人暮らしゆえに  
食事も満足でない老人であり、周囲からつまはじ  
きにされんばかりの老人であった。両者の状態は、  
同じ日本の老人でありながら、全く対照的なので  
ある。

現在、わが国では、子は親を扶養する義務が平  
等にあると民法に規定している。しかし、都市で  
は核家族志向の価値観や住居の貧困を理由とする  
別居状態の老人や、全くの単身老人が少なくない。  
また、同居していても老人が疎外されている事例  
は数えきれない。老いた親の唯一の年金を目あて  
にする子供の例も、一つや二つではない。逆に子  
供側から言えば、親の二倍以上も生きねばならな  
い子供の生き方を、老いた親の扶養が足を引っば  
るといふ言い分にもなる。このような現実を日々  
つきつけられる中で、私の心に「老いを生きる」  
という人間の共通課題に対処するためには、親子  
や兄弟間の私的扶養とは別仕立ての、人間らしい  
老後の生活の最適基準を保障する社会保障のあり  
方はないものか、つまり何人も一定の年令になれ  
ば、生活の基本的条件が公的制度で保障されると  
いう社会にすべきではないのか、という考えが生  
まれていた。そして、その答を求めようとして情  
報を得たのが、スウェーデンだったのである。

人口830万人、一国にして東京の8割足らずの  
スウェーデンは、第一次、第二次世界大戦に参加  
せず、中立を守って専ら国内の政策を充実させた  
という。そして、今日この国は社会政策の目標と  
して、家族、一方の親をもつ家族、老人、身体  
の不自由な人々は可能な限り、自分自身の家で普通

の生活をすべきである、としている。老人についてそれを可能にするために、保障の基本的な水準として、①経済的保障②よい住宅③ケアやサービスに対する権利をあげている。これらは、全老人が権利として受けるものであり、わが国と違って子供に親を扶養する義務は全くなく（モラルとしてはあるが）、何か起こればそれはコミュニケーションに責任があるのだ、ということである。

さて、この視察のプログラムは、私の滞在日程と希望をもとに、スウェーディッシュ・インスティテュートが作成して下れたものである。訪問先は、ストックホルム、ノルシェーピング、リンシェーピング、マルメの四都市である。なお、ストックホルム以外は通訳がなく、英語を話せる方がやさしい英語で通訳し、それを聞きとるという私にとっては厳しい作業だった。しかし、単独行動のため、団体では経験のできない余裕ある時間をとれたのは幸いだったと思う。

この四都市において、プログラムに従い各コミュニケーションの社会福祉部門を訪問し、各々のコミュニケーションの老人福祉政策について聴講した。スウェーデンでは、社会福祉行政は、コミュニケーションの最も重要な業務であるとされている。国の管轄にある年金制度や、県の管轄にある医療サービス以外では、各コミュニケーションの独自の判断と財政に任されている範囲が大きい。各コミュニケーションで、サービス・センター及び併設の老人住宅、老人ホーム、主として老人を入院対象とする県の病院、帰宅にむけての退院前の訓練センター及び退院後の訓練センター、老人も含めた身体障害者リハビリセンター、老人デイ・センター等を見学することができた。それらは、各コミュニケーションとも基本的には同じものであるが、コミュニケーションの大小によって名称や建築様式に若干の相違がある。

たとえば、良い住宅を保障するという意味で、コミュニケーションは老人住宅の建設にかなりの力を入れている。アパート形式だが、広さの最低基準はスウェーデン建築基準法により、1DK=42.9㎡、2DK=58.9㎡、トイレ=3.8㎡、ドア=90cm等と決められ、また政府住宅委員会では最低一人につき、二部屋と台所が必要だという基準がある。しかし、人口の集中しているストックホルムやマルメでは、それだけ需要が大きいので、一部屋の広さは基準よりやや狭く、その代わりに共同スペースがより多くとられている。もちろん、希望す

るすべての老人がサービス・センター併設の老人住宅に住んでいるわけではなく、待機者もかなりいるということだった。しかし、老人住宅に住んでいなくても、コミュニケーションより住宅手当が支給されて、実際退職者の半数が受けているという。老人福祉を考える場合、住宅の問題は大きいと思う。わが国では住宅の問題が、同居の有無を規定することが少なくない。特に都市では、住宅事情が極端に悪い現実がある。今後常に病気への可能性をもつ老人の場合、単身だと一層深刻である。家主にとっては、動けなくなられては困るという思いであろうが、当の老人も大きな不安に包まれている。人間が一人住むについて、広さの基準がないわが国では、その面積は住むというより、体を単に横たえる空間でしかない場合さえある。生活様式の違いはあれ、地域福祉、在宅福祉と言われながらも、そもそも在宅の器さえ保障されていないわけである。

老人の場合、年金、住宅が保障されても、年令と共に身体の状態が自立しえなくなった時、何らかの手段によって日常生活を成り立たさねばならない。スウェーデンの場合、主にそれはホーム・ヘルプサービスによっている。ノルシェーピングで、アパート住まいと自分の家に住む二人の老人を訪ねた。人口12万人、65歳以上が2万人、ホーム・ヘルパー数は800人、ヘルプを受けている老人は、5千人である。一人は、両下肢がないけれど、単独でスペイン旅行をし、車を2台持っているマッティ氏。彼は、週5日、午前中2時間のホーム・ヘルプを受けている。そして、風呂のドアの柱についた生々しい傷跡を私に見せてくれた。彼の努力は大きいだろう。しかし、両下肢がなくても、一人で入浴が可能な設備と補助具があったのである。県の病院でも見学したが、この国が自立のために徹底的に人間の体に合わせて、いかに多くのアイデアを作りだしているか、つくづく驚かされるのである。他の一人は、娘夫婦が隣りに住んでいる78歳のウルソン夫人である。彼女は毎日ヘルプを受け、娘さんは何か世話を下さるのかという私の問いに対し、「身の回りのことはイングリッドがやってくれるから、娘はやる必要はないよ。」と、若いサマリタンを指さした。わが国の私的扶養の内容が、ここではサービスとして制度化されているのである。

スウェーデンでは、わが国と異なり、親子、孫

等の数世代が同居することは滅多にない。スウェーデン人自ら言っているように、そうあることが全く自然なのである。義務教育終了後、子供も自分のアパートをもって別居する。スウェーデン社会省の話では、今世紀初めから核家族現象が始まっていたこと、国民性として独立心が強いこと、また第二次世界大戦前から女性が働いており、老人の世話が不可能だったこと、これらに年金の充実、確保が結びついた結果だという。従って、そもそもわが国のような嫁姑の問題も起こりえないし、同居して子に扶養されるがゆえの肩身の狭さや、親子の不仲による老人ホーム入所というような日本的事情はありようがないわけである。個人を単位とした確実な在宅福祉政策を、着実に進めているように思える。

実質13日間の短期間のプログラムから、諸条件の異なるわが国を顧みて、この国のどこをどのように学び得るのだろうか、また学び得たのだろうか。単純な比較は可能だが、しかし、何よりも私の見たものは作られたプログラムである。明るい側面ばかりを見たのかもしれない。何を学び得るか、結果としては継続的な課題となってしまっ

た。ただ、わが国の老人問題を考える時、これまで通りに依存しても実際は機能しえない、いわば私的扶養の限界と、私的扶養の部分的崩壊の現実とに接しながら、この先、今以上に私的扶養に依存することは、まず不可能ではないだろうか。従って、建設的な意味での公的保障の制度の確立と、老人の自主した生活が可能なる諸条件とを作っていくべきではないか。スウェーデンの諸制度は、それらの幾つかの方法を私に提供してくれたものと思う。また、見学先で気づいたことであるが、いわゆる長のポストの大多数が女性であった。私と同世代ではないか、と思えるような女性もいた。男性であっても若い人であり、とかくこの地位がかなりの年配の男性で占められているわが国との違いを感じながら、とても印象的だった。そして、全プログラムを通じて、言葉の壁の大きさと、その不勉強を改ためて恥じずにはいられなかった。

最後にスウェーデン社会研究所の方々を初め、全く一人ぼっちの私を快く迎えて援助して下さいましたスウェーディッシュ・インスティテュートおよびスウェーデンの人々に、心からお礼を申し上げたい。

## Uppsala 通信 (3)

Letter from Uppsala

三 瓶 恵 子

Miss Keiko Sampei

2、3日前からまた少し寒さがぶり返してきてはいるものの、日に日に日が長くなり、春が近づいてきていることが感じられる今日このごろです。花屋の店先にはポスク（復活祭）のためのかれ木に種々な色に染めた羽をつけた飾りが並べられ、デパートのショウウィンドウの春服とともに、春を心待ちにしている人々の目を楽しませています。第8週から第10週のうちのいずれか1週間はスポーツ休暇で、街の通りやハンバーガーの店などは子ども達でにぎわっています。

休日の街の広場は、即席に、**ニ原子力エネルギーについての国民投票**の街頭演説会の会場になります。パンフレットが道ゆく人々に配られるほか、バッチャや、マークを編みこんだ帽子なども売られています。ウプサラは学生街であるためか、人々がオーバーコートのにえりや帽子やかばんにかけているバッチャは圧倒的に **ニNej, Tack**（いい

え、けっこう）が多いのに対し、ストックホルムでは **ニJa, Tack**（ええ、ぜひ）のバッチャもかなりみかけます。今回の **ニ国民投票**の詳しい説明は、日本でも新聞などでとりあげられた（られる）ことでしょうから、ここであやふやな知識で第1ラインから第3ラインまでの説明をする勇氣はありませんが、街の反応などを少しご報告しようかと思えます。

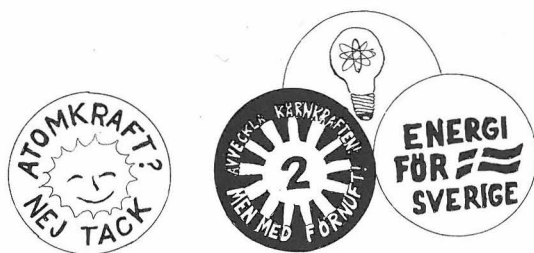
どの新聞にも毎日 **ニ原子力**問題の記事が載っていますし、一時ほどの熱狂的な **Nej—Ja** 論争の熱がさめたことを憂え、キャンペーンを続けなければならないという投書も出ています。 **ニ〇〇**は **Nej** と言います。新曲 **ニ△△発売中** というレコードの広告も目につきます。ウプサラの市営バスは第3ラインの宣伝幕を横腹につけて走っているのに対し、ストックホルムのバスは第2ラインの幕をつけています。

従来、あまり「政治」には強い関心をもたなかった私でさえも、去年の選挙、今回の国民投票、そして研究対象である教育制度の研究自体を通して、スウェーデンの「政治」というのは本当にすごいものなのだあとあらためて悟られました。「さすが」と思わせるものは、国民投票をすることにした中央の決断力と、感情論ぬきに「Nej」といえる人々の意志の強さです。

国民投票というのは、スウェーデンの選挙の本来的特徴である「政党を選ぶ」ということを離れて一人一人の意見を直接問うというもので、去年の秋の選挙で社会民主党に投票したという私の友人達の中でも意見は分かれているようです。

感情論だけではなく「原子力は必要ない、我々には太陽エネルギーがある」と言いきることは、これまた大変な決心を要することだと思っております。石油は日に日に上がり（ガソリンは6月に1ℓ、2.19kr÷120円だったものが、2月は2.64kr÷156円です）（9月、1kr=55円、2月1kr=59円で計算）、食料品も置きざみであがっていくのに、このうえ原子力発電をあきらめるといことになれば、石油だけでなく他の物価もますます上昇し生活がきびしくなっていくことは目にみえているからです。

私のいる教育学研究所内でも「Nej」といおう」という署名用紙が回って来て（教授の一人が提唱したのだそうですが）、意見を求められました。残念ながらいろいろな複雑な気持ちをうまく説明するだけの語学力がないので、「よくわからない



けれど、日本で日本人として国民投票をすることになったら、私はNejと言いきることはできないかもしれない。もしか答えられませんでした。まだ半年しか住んでいない私には投票権はありませんが、スウェーデンの全人口の約8分の1を占める外国人のうちの多くは投票権をもっています。

日本ではエネルギー問題はどの程度国民の関心を集めているのでしょうか？議会ではどうなのでしょう？省エネルギー運動と物価上昇と原子力発電所の問題は一括して考えられているのでしょうか？

ストックホルムの地下鉄や中央駅前の広場に長さ1メートルくらいの石のタマゴと高さ2メートルくらいの石碑が2カ月前に突然おかれました。タマゴが何を意味しているのかよくわからず通りすぎようとしたところ、石碑にきざまれている年度と文字の中にTOKAIという名前を見つけ、思わず立ちどまってしまいました。原子力エネルギーの問題は、日本人にとっても、あるいは日本人だからこそ、避けては通れない大きな問題であるのでしょうに……。

## 書評

### 『長い散歩＜スウェーデンと日本＞』

ヤンソン由美子著

教育研究社

ヤンソン由美子さんは、上智大学英文科を卒業し、スウェーデン人のスタファン・ヤンソン氏と結婚して一男一女の母である。東北地方の堅実な家庭に育ち、東京で最高の教育を受けた由美子さんは、地に足の着いた日本女性として、国際結婚をしたのである。夫の国スウェーデンでは、ストックホルム大学でスウェーデン語を習得し、スウェーデンでの就職体験もあり、親類づき合や交友関係を通して、スウェーデン社会に広く深くは入りこんでいった。そういう環境から直視する、スウェーデンと日本の文化の相違、日本人とスウェーデン人の人生観や習慣の相違を、日常生活の中

で卒直に書きためたのがこの本である。読んで快く感ずるのは、内容の事実になるほどとうなずいたり、びっくりしたりするばかりでなく、著者が異質の二つの文化の間に立って、真剣に取組む姿である。それに彼女の並々ならぬ鋭い観察眼にも敬服する。

国際交流のますます多くなる時代に、スウェーデンと日本のこういう関係は、もっと広く東西の相違にも通じるものであるから、これはこれからの男性にも女性にも読んでもらいたいと思う本の一つである。

（小野寺百合子）

## A・ミュルダール女史

### アインシュタイン平和賞受賞

アルバート・アインシュタイン平和財団（本部ニューヨーク）は、3月13日、国連本部で第1回アインシュタイン平和賞をスウェーデンのアルバ・ミュルダール女史（Dr. Alva Myrdal, 1902～）に贈った。賞金は米ドルで5万ドル。

同女史はノーベル賞受賞の経済学者として著名なグンナル・ミュルダール博士の夫人。1961年から平和と軍縮問題に取り組み、73年までジュネーブ軍縮会議のスウェーデン首席代表を務めた人であり、今回の受賞は当然のこととはいえ、まことにご同慶にたえない。

## スウェーデンの国民投票の結果

去る3月23日実施された原発推進の是非を問う国民投票の結果は、既に周知のとおり原発推進案と条件付き賛成案が合せて58%の支持を獲得した。

結局、スウェーデン国民は「最大限の安全策を図りつつ原発を推進しよう」という条件付き賛成の方向を支持し現実的な路線を選んだ。

この世界の注目のうちに発表された国民投票の結果は、単にスウェーデンの現政権に動搖の公算を招いたことよりは、むしろスウェーデン国民が結局は原発の安全性について大きな懸念を抱いていたことに注目すべきだという。

## <SIPニュース>

### 国民投票を控えてスウェーデンの核エネルギーに関する世論調査

1月後半一般世論調査研究所SIFOによって行われた世論調査によると、スウェーデンの有権者のうち56%はこれから先20～25年間は核エネルギーを使用する案を支持し、36%は早期脱エネルギーを支持したという。この問題に関する実際の国民投票は3月23日行われることになっている。

1976年に行われた核エネルギー問題に関する最初の一般世論調査では、55%が反対で、28%が賛成であった。大半は一案の支持に傾き、残りは他の二案の支持者であった。

国民投票の日には有権者は三者択一に直面する。第一案と第二案は最大12基の原子炉の使用を計画し、スウェーデンは現在6基を稼働させ、20～25年と見込まれる技術的安全耐用年数の続く限り使うという案、一方第三案は10年間に現在稼働中の6基の原子炉利用から完全に脱却することを要求している。

第一案と第二案は主旨は大分同じくしているが、第二案の方は、社会は電力生産と分配に責任を負うべきであり、又極力電力を節約し、更に新しいエネルギー形態の研究開発の強化を要請するという補足事項を加えている。第一案は保守党にバックアップされ、第二案は社会民主党と自申党がバックアップしている。

第三案は、中央党と共産党が支持し、石油依存を減らすべく石油の徹底的保存と省エネルギーを強化し、新しいエネルギー源の開発を増進することを要求している。現在建設中、又近く完成する6基の原子炉工事は中止されるだろうとっている。

憲法によるとスウェーデンにおける国民投票は、勧告的性格を持っている。しかし政党リーダー達は3月の原子力国民投票は拘束力を持つという事に一致して賛成している。